

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正の理由

県議会および知事に対する平成27年10月14日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 給料月額を引き上げ(平均0.4%)【平成27年4月から遡及適用】
- (2) 勤勉手当の支給割合を100分の10引き上げ【平成27年12月支給分から遡及適用】
(平成28年度以降については、6月期、12月期にそれぞれ現行より100分の5引き上げ)

(参考) 人事委員会規則の改正に伴う給与改定

- ・ 地域手当の支給率を引き上げ
 - ①0.35ポイント引き上げ【平成27年4月から遡及適用】
 - ②0.5ポイント引き上げ【平成28年4月から適用】
- ・ 単身赴任手当の基礎額および加算額を改定【平成28年4月から適用】